

# 奈良県高等学校体育連盟〔表彰規程〕

第1条 奈良県高等学校体育連盟（以下「県高体連」と称する。）では、表彰に関する規程を下記の通り定め、その該当者を表彰する。

第2条 この規程は、県高体連の普及振興に功績があった個人・団体に対し表彰を行い、体育・スポーツの発展に資することを目的とする。

（1）全国大会・近畿大会において、優秀な成績を収めた個人・団体および監督に対し、「栄賞」として、賞状と記念品を贈る。

「栄賞」には、「会長賞」・「奨励賞」・「優秀監督賞」を設ける。

（2）県高体連の普及振興に功績のあった個人に対し、「感謝状」を贈る。

第3条 前条に定める候補者は、次の各号が推薦するものとする。

- （1） 加盟高等学校長
- （2） 県高体連専門部長
- （3） 県高体連

第4条 受賞者の選考は理事代表者会（表彰選考委員会）があたり、常任理事会の承認を得るものとする。

第5条 「栄賞」の表彰は、2月の県高体連栄賞授与式においておこなう。

受賞者には、賞状と記念品を贈る。

第6条 「感謝状」の表彰は、次年度の県高体連理事会等においておこなう。

第7条 本規程被表彰候補推薦のための基準は、別に定める。

第8条 経費は県高体連会計により支出する。

附則 本規程は平成8年4月1日より施行する。

平成10年 1月20日 改正（追加）

平成13年 1月15日 一部改正

平成18年 9月14日 改正